

平成24年第5回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成24年5月25日（金）午後2時00分

庁舎分館2階大会議室

2. 委員の現在数

18名

3. 出席委員

1番	大野木 奥 治	2番	茅 野 理
3番	根 本 勇	4番	田 口 重 幸
5番	森 正 昭	6番	印 南 宏
7番	三 須 清 一	8番	甲 斐 俊 光
9番	斉 藤 隆	10番	染 谷 智一郎
11番	新 堀 政 夫	12番	阿 曾 敏 夫
13番	渡 辺 陽一郎	14番	渡 邊 光 雄
17番	須 藤 喜一郎	18番	小 池 良 雄
19番	高 田 勝 禧		

4. 欠席委員

15番 増 田 忠 夫

5. 出席事務局職員

局 長	海老原 美 宣
次 長	飯 塚 豊
次長補佐	大 野 祐 信
農地係長	落 合 敦

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について（継続審議）

- 議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第5号 「我孫子市農業委員会役員会等の運営に関する要領」の改定（案）について
- 議案第6号 「我孫子市農業委員会会議規則」改正（案）について
- 議案第7号 T P P 交渉参加反対に関する管内市長に対する要望書について

報告事項

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について

議長 それではただ今より開会いたします。ただ今から平成 24 年第 5 回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は 17 名ですので、委員総数の過半数を超えているため、総会は成立しております。

初めに、会議規則第 26 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名人を議長から指名させていただきます。

6 番 印南 宏委員

7 番 三須清一委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の落合係長を指名いたします。

本日の議案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 では説明に入る前にちょっと一言おわび申し上げます。議案と議案資料の配付が遅れたことを申し訳なく思っております。今後気を付けますので、ひとつよろしくどうぞお願いいたします。

それでは議案書の目次をご覧いただきたいと思います。本日ご審議いただく案件は議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」が 3 件。続いて、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」が 1 件。続いて、議案第 3 号「農用地利用集積計画（案）の 4 月総会において継続審査となりました案件 1 件。次に、議案第 4 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」は当初 9 件で計画案を提出させていただきましたが、7 ページをご覧いただきたいと思います。7 ページ、整理番号 3、所在地が新木字薬師台 1399-1 について借り手の方から急きょ取り下げがあったため、削除させていただきたいと思います。ご審議をお願いしたいと思います。続いて、議案第 5 号「我孫子市農業委員会役員会等の運営に関する要領の改正（案）について」。続いて、第 6 号は議案 5 号の改正に伴い「我孫子市農業委員会会議規則改正（案）」について、関連がありますので提案するものです。最後になりますが、議案第 7 号「T P P 交渉参加反対に関する管内市長に対する要望書について」までの七つの議案についてご審議していただきたいと思います。

また、報告事項につきましては、報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分について」と報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する専決処分について」の 2 項目についてご報告させていただきます。

以上でございます。

議長 当局からの議案説明については以上で終わりました。

これより議事に入ります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。整理番号1と2については関連がございますので、整理番号3と分けて議題といたします。

議案第1号整理番号1から2までについて、第1部会の小池部会長より部会での審議結果について報告をお願いいたします。

小池良雄部会長（第1部会） それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号1から2までについて報告いたします。議案書は1ページ、議案資料は1ページから8ページになります。

整理番号1と2の譲受人と譲渡人は同じ人で、交換売買することにより双方とも所有する隣接農地の接道がよくなり、耕作をしやすくするための申請です。現地を確認してきましたが、いずれも意欲的に営農に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないと思います。

よって、第1部会では農地法第3条第2項各号に該当しないため、全員一致をもって許可要件のすべてを満たしていると判断しました。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。（なし）

質疑はないものと思います。

これより採決を行います。議案第1号の整理番号1から2について、許可することに賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第1号の1から2は原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号3について議題といたします。

議案第1号整理番号3について、第1部会の小池部会長、部会での審議結果について報告をお願いします。

小池良雄部会長（第1部会） それでは議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号3について報告いたします。議案書は1ページ、議案資料は9ページから13ページになります。

許可基準の所有農地のすべてについて効率的に利用しているかどうかについて確認したところ、いずれも意欲的に営農に取り組んでいませんでした。このことから農地法第3条第2項1号に該当するため、多数により許可できないものと判断しました。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

ございませんか。

須藤委員さん。

須藤喜一郎委員 駄目という話なんですけども、どういう状況だったんでしょう。草ぼうぼうとか。

議長 小池部会長、もし説明、細部にわたってできなかつたら、事務局、ありませんかね。いかがですか。

小池良雄部会長（第1部会） 事務局のほうでお願いします。

議長 事務局。

事務局 許可基準の一つに 50 アール以上所有する農業者とあります。この許可申請者は 52 アールお持ちでした。今回の分を含めて当然該当するんですけども、効率的に利用しているかどうかというところで、52 アールのうち半分近く効率的に使っていません。場合によっては、そこを耕作していた方に聞きましたら、借りているという表現をしました。市民農園的な使い方をしていて、このため効率的ではないと。3条の許可要件である効率的に耕作してないと駄目なんですというところに該当します。よって、この耕作、許可要件がクリアにならないということでございます。

以上でございます。

議長 須藤委員、いかがですか。いいですか。

須藤喜一郎委員 貸し農園は効率的じゃないですか。

議長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。

これより採決を行います。議案第1号の整理番号3について、第1部会長の報告がありました。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(なし)

全員挙手なしと認め、議案第1号の3は不許可とすることにいたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第2号について、第1部会の小池部会長より部会での審議結果について報告をお願いします。

小池良雄部会長（第1部会） それでは議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」報告いたします。議案書は2ページから4ページ、議案資料は14ページから22ページになります。

申請地は高野山新田字宮下地先、鳥の博物館から東へ約250mのところに位置している農用地の田15筆、申請面積は7,053m²でございます。

転用目的は、周辺の土地により地盤が低く、雨水を集めてしまうため、農地造成を行い、平均1m70cm程度かさ上げするものです。搬入する土砂、搬入経路、埋め立て期間、農地造成費用などは議案資料のとおりです。他法令の関係では、千葉県の埋め立て条例に該当し、現在、東葛飾地域振興事務所に申請しています。

申請地を確認し、内容を審議したところ、第1部会では全員一致をもって問題がないものと判断いたしました。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

渡辺陽一郎委員 はい。

議長 渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 今までこの造成、農地を埋め立ててまた農地にするというとき、私の記憶では〇〇さんが大分出てきたと思うんですけども、こちらは〇〇さんということですか。埋め立てる土の、どういう土で埋め立てるかを確認していただいたんでしょうか。その辺のところ書類で見えてこないんですけども、説明をお願いします。

議長 土質の調査ということですね。

渡辺陽一郎委員 はい、そういうことですね。

議長 部会長、もし分からなかったら。

小池良雄部会長（第1部会） 事務局お願いします。

事務局 搬入する土の計画書は上がってございます。それは、岡発戸に昔、運動広場がございましたね。今もありますか。五本松公園の前。それで運動広場があって、これから老人福祉施設をつくる。山を切り開いた土を持ってくると。ちょうど道路沿い、運動広場に一つ家が建っていて、その隣の山ですね。結構高いところです。見晴らしいいいところですね。あそこの土をこちらへ持ってくると。約1万6,000トンですか。それと、あと検査。検査については今、検査中と。これは県の残土条例とも同じです。県の残土条例も事前協議をやって、本申請も出されています。で、検査が出た状況ですぐ提出してくださいという約束をしております。

以上です。

渡辺陽一郎委員 いいですか。

議長 どうぞ。

渡辺陽一郎委員 引き続き。それでは確認ですけれども、その土は申請が出ているという確認をされただけで、ものは確認とれてなくて、まだ申請をしている途中ということでしょうか。

議長 事務局。

事務局 はい、そのとおりでございます。

議長 いいですか。

議長 じゃ渡辺委員さん。

渡辺陽一郎委員 ですから、その申請の確認がとれてないんだとすると、山の土であるから土質的には問題ないのかもしれませんが、ここで大分放射性のほうも心配になってきておりますので、その辺のところやっぱり確認がとれてないとちょっと不安かなと思うんですけど、いかがでしょうかね。

議長 事務局。

事務局 4条もそうなんですけども、5条の農地造成はがちっと法律で縛ってないんですよ。必ず添付資料として出さないじゃないんですよね。県の条例もそうなんです。で、同時に審査してきますから、県と情報を交換しながら進めていきます。だからできるだけ今、渡辺委員がおっしゃったような心配のないようなチェックの仕方をしています。

以上です。

議長 渡邊光雄委員さん。

渡邊光雄委員 前の土ということで取ってくるところがどこから取ってくるのか分からないのね。だから非常に心配だろうと思ったんだけど。その五本松の前のあれだということだと、我孫子の土を我孫子の土へ持ってくるということだから、一番適正で、近くが一番いいんじゃないかというふうに思っています。で、あそこは山を削って広くして、またその活用を図るというふうな面もあるようでございますけど、私はだからその辺では土地の有効利用という面では非常にいいんじゃないかというふうに思っています。これは参考に。

議長 そのほかございませんか。

なければ採決を行います。

議案第2号について、許可とすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号は許可とすることにいたしました。なお、議案第2号は会長先決規定により農業会議に諮問いたします。

次に、議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について(継続)」を議題といたします。この案件は4月総会において継続案件となったものです。農政課と権利の設定を受ける「株式会社めりんだ」さんから皆様にご説明したいとの申し出がありました。これを許可してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは農政課、株式会社めりんださん、お入りください。じゃ暫時休憩します。

(暫時休憩)

(農政課、株式会社めりんだの入室)

議長 それでは再開します。

株式会社めりんださん、農政課。

農政課 農政課のサノと申します。よろしくお願いします。

本日、前回の総会・・・

議長 ちょっと待ってください。めりんださんを紹介してください。

農政課 はい。じゃめりんださん、紹介させていただきます。株式会社めりんださんで、〇〇さんです。

〇〇 よろしくお願いします。〇〇と申します。

農政課 〇〇さん。

〇〇 〇〇です。よろしくお願いします。

農政課 〇〇さん。

〇〇 〇〇です。よろしくお願いします。

農政課 3人で会社を立ち上げてということになりますので、よろしくお願いします。

議長 それでは農政課より説明してください。

農政課 ご説明いたします。

前回の総会におきまして継続審査となっております株式会社めりんださんの農用地利用集積計画の案につきまして、農業委員さんの審査の判断基準であります農業経営基盤強化促進法の18条に記載されております事項について、不明な点があるとしてご意見をいただきました。私ども農政課で提案させていただいた判断基準について本日資料としてお配りさせていただいておりますけれども、そのことにちょっと説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

まず農業経営基盤強化促進法における基準ということで、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件ということで、1、一般要件ということで、ア、耕作または養畜の事業に

供すべき農用地のすべてを効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うと認められること。これは法の 18 条 3 項 2 号のイということで、私どもの判断としまして、農政課で行った数回にわたる面談、さらにまた提出された営農計画書、また確約書というものを提出していただいているんですけども、こちらのほうにもうたっております。その中身に基つきまして、農用地のすべてを効率的に利用して耕作を行うということで判断いたしました。

次にイとして、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることということで、これも同法のロなんですけども、こちらのほうも農政課で数回にわたり面談等、また営農計画書の年間作付け計画及び確約書によりまして、常時従事するものと判断いたしました。また、現農業者であります〇〇さんはもとより、〇〇さん、〇〇さんについても〇〇氏のノウハウを受け継ぎながら農業に従事して、あわせて販売や営業を行っていくということで、こちらのほうも判断材料として私たちのほうで適当であると判断いたしました。

次に、ウなんですけども、その他市町村基本構想で次のような要件も定められるということで、我孫子市の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想というものを定めておりまして、こちらの中でも同様に記載させていただいておりますけども、その①として、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められることという項目があります。こちらについても数回にわたる面談、農地賃借に当たりまして地権者との話し合いという場に私ども常に同行させていただきまして、作付けや販売に関する知識を得ていると。また、各地権者さんへの接し方等も非常によいと。地権者の反応も本当にこの方々に任せられるというご意見を与えていますので、そちらのほうで意欲と能力という面では判断をいたしました。

②についてですね。その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいることということで、こちらは現農業者であります〇〇さんが主たる常時従事者ということで判断いたしました。〇〇さんは平塚近くにて農家証明を取得されているということです。

さらに、こちらのほうには記載はしていませんが、2として解除条件付き賃借の要件というものがございまして、その一つとして、農地を適正に利用してない場合解除する旨の要件が附されていること。2として、地域の農業者と役割分担をし、継続的かつ安定的な農業経営を行うこと。3として、法人の場合、業務執行役員の一人以上が耕作等の事業に常時従事するという要件があります。この契約を結びますと、周辺地域の農業に支障を与えている場合、法人の業務執行役員がいずれも耕作等の事業に常時従事していない場合には農業委員会は勧告することができまして、これに従わない場合等には計画を取り消さなければならないということになっております。めりんださんとはこの解除条件付き利

利用権設定というのは結んではないんですが、そのお話はもう事前にさせていただいております。めりんださんのほうもそのような契約を結ぶということは問題ないですよということで回答を得ていますので、今後この辺結んだほうが良いということであれば、そのような契約もありますということです。

ちなみに柏市のイオンさんで、柏市で1件、このような農地を借りるということで解除条件付き利用権設定というものを結ばれているそうです。

以上で、農政課が利用権設定について提案させていただいた判断基準ということで説明を終わりますけども、農業委員会の皆様方にはご承認いただけますようよろしくお願いいたします。本日株式会社めりんださんが見えておりますので、詳細についてご意見とご質問がございましたらお答えするということですので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 それでは質問をここで受けたいと思います。どなたか質問はありますか。

渡邊委員。

渡邊光雄委員 今、説明いただいたんですが。解除条件付きということで、市が担保をとるということで、そういう行為が行われるということで間違いないんですね。

農政課 そのような条件付きの利用権設定というものもありますので、もしそういうことを結ばれたほうが良いよということであれば、そういうことはやぶさかではないという、めりんださんはそういうふうに思っております。

渡邊光雄委員 じゃあ要望があればやるということですね。

農政課 はい。そういうことです、はい。

議長 そのほかございませんか。

はい、渡辺陽一郎委員。

渡辺陽一郎委員 前回作付け計画を見たところ、ちょっと私の経験で申し訳ないんですけども、非常に難しい作物がたくさんあるので、その経験について農政課に確認したところ確認をしてないということだったもんですから、本人さんは今日来てらっしゃるということですので、全部の作物の作付け経験はおありなんでしょうか。それとも、経験している人間から教わる確約をとれているのかということを確認したいんですけど。

議長 めりんださん。

株式会社めりんだ 私のほうから。〇〇と申します。お答えさせていただきます。

そちらに載っていますまず1番の香菜については、〇〇のほうが継続的に今も自宅の農業として栽培をしております。それから2番についても同様ですね。3番がこれからちょっとやろうという新しい作物です。だから、我々3人とも経験はありません。4番については〇〇のほうは既に経験済みです。5番についてはカイランというか、私はずっとこの業界で十何年やっています、アブラナ科の作物は何度か作ったことはあります。

以上でよろしいでしょうか。

渡辺陽一郎委員 はい、分かりました。

もう一度確認します。もし香菜のほう、どこで作ってらっしゃいます？

議長 めりんださん。

株式会社めりんだ 現在〇〇の自宅の農地、葛飾区のほうで作っています。

渡辺陽一郎委員 そちらのほうでにおいに対する近所の反応等はどうですか。大丈夫ですか。

株式会社めりんだ においですか。

渡辺陽一郎委員 におい。

株式会社めりんだ 葉っぱのにおいですか。それは全く問題ないと思います。

渡辺陽一郎委員 大丈夫ですか。

株式会社めりんだ はい。

渡辺陽一郎委員 はい。

2番のディールに関しても1年中の作付け計画がありますけど、それも大丈夫ですか。作っているということですね。

株式会社めりんだ 大丈夫です、はい。

渡辺陽一郎委員 はい、分かりました。じゃあ結構です。ありがとうございます。

斉藤隆委員 はい。

議長 斉藤さん。

斉藤隆委員 大変お忙しい貴重な時間に来ていただきましてありがとうございます。ちょっと農業経営のこれからの抱負など、よかったら説明していただけますか。

議長 めりんださん。

株式会社めりんだ すみません。〇〇です。めりんだという名前がちょっと由来を簡単にご説明しますが、ユゲツ、ご存じだと思うんですけど、ユリゲツの奥さん、めりんだなんですね。なぜめりんだにしたかという、社会奉仕まで、この会社が大きくなって地域に貢献できたらいいなということでめりんだと。で、かつ、覚えやすいという親しみを持ちやすいような名前に取りあえずしました。ですので、地域に貢献できるような地理の核になれば本当にうれしいなと思いますけども、そういうような農業経営ですので。さらに、外食のお店に直接コミュニケーションとって、今までにないようなそういう販売チャンネルをつくって貢献していきたいなと思っていますので、そういう抱負で3人でやっていきたいと思っています。

以上です。皆さん、それでよろしいですかね。

斉藤隆委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

染谷委員。

染谷智一郎委員 このたびはめりんださんがこの菓物の中国野菜等をやられることについて非常に前向きで結構だと思いますけども、年度別の見込みにつきましては、1年目はないけれども、随時こう一千万単位で収入の見込みがこうあれして、1年目、2年目でしょうか 1,000 万、それから2年目だと 3,000 万、3年目は 4,000 万ということで、規模

を拡大するなり内容の充実等においては可能か、それとも予定であろうかと思われますけれども、これからもまだまだ拡大とか、ね、いろいろ事業内容についてもやっていかれるのか。こればかりじゃなくて、目的の中には1から9まで農業、農産物の確保及び仕入れ販売、農産物の集荷及び出荷とか、受託事業とか、こう会社の事業内容、目的等は掲げてあると思いますけども、年々1,000万単位のことが果たして、これ言っては悪いけど、これくらいの中国野菜で増収が今時見込めるのかという。ちょっと農政課さんも説明を受けて納得しているようだけでも。今の農家の中で年間1,000万ずつを収益に入れる、あるでしょうけども、上げていくというのは非常に大変なことだと思いますけど、その辺のご覚悟についてちょっとお聞かせいただければと思います。

議長 めりんださん。

株式会社めりんだ これの売り上げなんですけども、事業家であるレストラン、それから外食のチェーンとか、そういうところに直接販売をして、個別の配送まで一応やっていこうという計画を立てていますので、これぐらいの意欲的な売り上げの計画をつくっている状況です。規模の拡大については、作付けする面積という部分と、それを処理して実際に作業していく人間、配送の人間、営業の人間というかたちでちょっと慎重に考えて、無理のないかたちで売り上げはつくっていききたいなど、実際的にはそういうふうに思っています。ただ、売り上げが通常感覚よりも高いのは、事業家に直接販売するというのが一つの大きな鍵になっているかなというふうに考えております。

この返答でよろしいですか。

議長 染谷委員。

染谷智一郎委員 我孫子市には地産地消協議会の団体がございます。ボランティア組織もあって、市議会の先生もそのうちにやっている、議員の方もそれに入ってらっしゃいます。当然土地の貸主の〇〇さんもボランティア等を利用しています。そういう組織のあること等を承知して、そういう団体等の応援でしょうか、そういうことを見込んでいらっしゃるのか。地に根を張った法人であればいいけども、また詳しく言えば離耕作みたいなもので、狭いと耕作費は全く違うわけですね。そういうことが計画の入っていることだとちょっとね、地元の農家の方だと何かいいところ取りみたいな感じもしないわけではないわけ。いくら新規参入といえどもね。結局事業を我孫子に持ってきている。で、当然あなたたちの収入については住んでいるところで、生活しているところで横に流れるということになると非常に、こちらに居を構えてやるということであればそういう組織等の利用

もね、それは当然だという考えもありますけども、作業をただ手伝ってもらうためにそういうものを利用するような計画はありますか。もちろんそういう組織、農政課もかかわっているでそういうお話は聞いてらっしゃるでしょうか。

株式会社めりんだ ボランティアの方がいらっしゃるといのは、この紹介されてこの土地でいきたいということを決めた少し後ぐらいにそういう仕組みがあるということを伺ったのが実態ですんで。そのボランティアの方の労働力を当て込んで計画をしているということは一切ありません。

阿曾敏夫委員 はい。

議長 阿曾委員さん。

阿曾敏夫委員 この農業経営基盤強化促進法における基準というかたちで農政課から資料が出ていますが、実は部会の時に私が事務局から配付された中に、市町村が農業生産法人の構成要件の特例措置に関する農業経営改善計画かぎかつこの認定を行うに当たっては、農林水産省令規則第14条第1項第2項に規定する認定基準に適合するかどうかを判断しようとするときは、農業委員会の意見を聞かなければならないとされていますというかたちで、農業委員会の事務局に質問したところ、結局このような資料が出されたわけなんですけど、よくよく私もこのことについて非常に疑問を持っているというか。私も農業委員をやっている農地法の新しいこの、農地法の第2条の第3項の冒頭にこの法律は農業生産法人とはというようなことで、その第1項1号にはこの法人の主たる事業がというようなこととかね、農林水産省令規則の3とか農業協同組合とか、その農地を所有権若しくは使用权とかね、いろいろこれがあるので、全くこの間の部会で私も質問したことを反省しているんですけど、実際農地法が最終的には、これは意見を聞かなければならないというところで、農業委員会としても非常に大事な問題で、この間の部会でも言ったけども、三喜商事ですか、あの体たらくから非常にやっぱり神経質。このようなめりんだの会社経営や何かにしても、非常にこれ農地を提供した人だとか、農地法の2条の第3項の1号2号、その中にイロハニホヘトチとか、非常に法人の常時従事者たる構成員が理事というかたちで、いろいろな制約がありますよね。その辺で私も勘違いして、これは農政課が主たる仕事かなと思っていたけど、実際の権限というのは農業委員会が意見を聞かなければならないといって、農業委員会が駄目と言えば駄目になっちゃうような法律なんですよね。だから、その辺、農業委員会の事務局も、私も勉強不足だったけど、非常にその辺であいまいな返事をもらったので、この際この席で、この間渡されたグリーンの表紙の農業生産法人

の構成要件の特例のための農業経営改善計画の設定に関する業務というかたちで事務局からちょっと説明を受けたのと、意に反するなということなので私ここで事務局に質問したいんですが。事務局はどうなんですか。

議長 事務局。

事務局 法律のことですよ。

阿曾敏夫委員 はい？

事務局 法律のことですよ。

阿曾敏夫委員 うん。

事務局 法的なこと。法的なことはもう少し時間いただいて整理したほうがいいと思うんですけども。ここでせっかくめりんださんが見えているんですから。

阿曾敏夫委員 いやいや、あなたからね、この間の説明で非常にこうあいまいな説明があったので、私はこれを見て、この渡された資料からこの認定基準というか、農業改善の設定を行うに当たってというこの資料が出てきたもんでね、じゃどういうふうに農政課が決めているんだということと言ったけども、その時、まあ夕べも調べたんだけど、農地法の2条から出てくるんだよね。これは新しく改正になった新規条文だよ。

事務局 阿曾さん、納得するかどうかちょっと分からないですけども、私の知っている範囲で、今整理している段階で、ちょっとご回答させていただきますと、農業委員会も地域の借りたい、貸したいというのを聞くお仕事なんです。

阿曾敏夫委員 うん、それは分かっている。だからこれを奨励していくためにはどうやって早く解決しなくちゃならない。

事務局 それは阿曾さん、去年、三喜商事でやった13条なんです。農業委員会が主体になるのが13条、農政課が主体になるのが18条なんです。農政課に相談が来た株式会社さんとか一般の方が集積計画（案）をつくって、農業委員会の決定を得て、公示して、初めて借りられる、貸せるという状況なんです。阿曾さんがちょっとお悩みになってい

るところは、農業委員会もそういうお役目があるんだなと。地域で聞いたらこの農業委員会で一応事務局に言って、農業委員会でもんで、農政課に集積計画をつくってもらおうという話なんですね。こういうルートなんです。二ルートがあるんですよ。その辺までですけど、もう少し踏み込んだときはまた後で整理させていただきたいと思うんですけども。以上です。

阿曾敏夫委員 非常にこの政策はね、奨励策として法律まで改正して、これからの耕作放棄地なんかを救済してもらうには1番いい方法だからね。まあ三喜商事のようなことはないと思いますけどね、やっぱりその辺を農業委員会としてもちゃんとこの基準というか、まあ2条の3項の第1項から第2項の中にいろいろ出てきますよね。ほら整理だとか、やれ何だとか出てくるけど、地主もこの場合にそういうところは構成員の理事は、だれがどういうふうにしなくちゃいけないとかという法律に改定になっていますからね、農政だけの責任じゃなく、もう少し農業委員会も事務局の、おとといの説明では非常に私も納得いなくて、夕べ一晩かけて勉強したけど、実際のところこれからの推進として進めていかなくちゃならないような状態なんですよ。合法的にちゃんとやってもらわないと三喜商事のような体たらくになったじゃ、もう農政課もメンツないでしょう。その辺、農政課としては今後の心構えどういうふうを考えているんですか。

議長 農政課、簡潔に説明。ちょっとでいいですよ。どうぞ。

農政課 三喜商事さんの場合のようにいろいろ県ですとかそういった資金の補助とかは一切、この前も説明いたしましたけども、ありません。すべて自己資金でやるということです。それが一つと、あと解除付きと先ほどお話しさせていただきましたけども、そういう制度もありますので、そういった制度を活用していくのも方法かなと思っております。

阿曾敏夫委員 いや、けどね、実際漏れ承るところによると、三喜商事は我孫子から参入してきたやつを撤退するというような話も聞いていますけど、そういうことのないようにね。あれだけ農業委員会としてもいろいろな事件というか、もめてもめていろいろな話、まだ今日まで。ただおれらは漏れ承るところと言わなくちゃならないと思いますけど、現実には三喜商事は取り下げだと、そういう方針が出ているんでしょう。どうなんですか。そういうことの二度とないように三喜商事、だから今度のめりんだもしっかりした心構えだけ聞いてもらえればね。

議長 阿曾委員さん、趣旨は分かります。ですけど、この席はね。

阿曾敏夫委員 いや、だけど二度と同じてつを踏まないようにするためには。

議長 ええ、順番は分かります。分かりますけど、この席は説明者がせっかく来場していますので。

阿曾敏夫委員 いや、だからあえて私はね、反対する前にこれは奨励策として法律まで改正して、これからの遊休農地だとかね、耕作放棄地がないようにまあする建前から非常にいいことですよ。こういう人らにはどんどんどんやっばり農地を活用してもらわきゃならない時代のすうせいですからね。

議長 分かりました。この後審議しますので、その時にもご意見をお願いしますよ。

阿曾敏夫委員 はいはい。

議長 今回はね、せっかく説明者が来ておりますので、有意義な質問をやってください。

阿曾敏夫委員 有意義も何も私はね、めりんだの確固たる信念を持ってこれをやるんだという気持ちが分かればね、私はあえてこういう苦言は言いたくないけどね、実際これからの奨励策ですからね、我々農業委員もその辺のところは十分認識していますから、あいまいな返事をされちゃうと一番困っちゃうんですからね。

議長 それでは農政課か、あるいはめりんださん、一言ございますか。

株式会社めりんだ すみません、〇〇です。まあ決意という部分で言うと、二人サラリーマンをやっていたんですけども、辞めて、完全にきれいに辞めて、石にしがみついてもやりきるという思いでやっていますし、貸していただけるであろう農地について見せてもらったら草も結構生えていましたんで、なるべく事前に刈って、すきこんでという作業もちょっと。私の場合にはトラックだのの運転自体がほとんど経験がないので、トレーニングも兼ねてちょっとやらせていただいてというかたちも進めていますので、それらの行動、行動と言いますか、これまで草刈りを続けてきている部分と会社辞めてこれ1本で行くという決意でやっていきますので、何があろうともやりきるつもりで頑張ります。

以上です。

議長 そのほか何か質問はございますか。

なければ、めりんださん、農政課、退室をよろしくお願ひします。ご苦労さまでした。

(株式会社めりんだ、農政課、退室)

議長 休憩します。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。採決の前に質疑をしたいと思ひます。ただ今のめりんだについて、どなたか意見ございますか。

渡辺陽一郎委員 はい。一つだけ。

議長 渡辺陽一郎委員。

渡辺陽一郎委員 ここからの採決に関しては、先ほどの渡邊光雄委員のほうの解除要件をきちんと付けるということによろしいんですか。それを確認したいんですけど。

議長 その件について事務局、言ってください。

事務局 先ほどお伺ひしていてちょっとあいまいだったなと私も感じたんですけども、渡邊委員、これ付けろということでしょうか。

渡邊光雄委員 いや、私は・・・。

事務局 もし皆さんの総意をあれだったら事務局で農政のほうへ言ひますので。もし付けてくださいというふうに決とっていただければ。

議長 じゃあ休憩します。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。ただ今話し合われたそういう条件を付けて許可すると、こういうことで採決を行います。

議案第3号について、決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号については原案どおり決定することにいたしました。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。

議案4号について、第1部会の小池部会長、部会での審議結果について報告をお願いします。

小池良雄部会長(第1部会) 議案第4号の農用地利用集積計画(案)の決定について報告いたします。議案書は6ページから9ページ、議案資料は29ページから34ページになります。

本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して農用地利用集積計画(案)の適否についての判断を求められています。

申請の権利内容はすべて新規設定の8件、申請地は下沼田地先の田、他14筆、申請面積は2万2,141m²でございます。賃借料は整理番号1が10アール当たりコシヒカリ1等米90kgで、整理番号2から6及び8が10アール当たり2万円です。整理番号7は無償で、9が10アール当たりコシヒカリ1等米60kgです。

以上のとおり、計画内容は権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よって、第1部会では整理番号1から9については全員一致をもって決定すべきものと判断しました。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

高田委員。

議長 暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。

そのほか質問はございませんか。

(なし)

意見がないものと認めます。

これより採決を行います。議案第4号について決定することに賛成の委員は挙手を願います。

ます。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号については原案どおり決定することにいたしました。

小池部会長は自席にお戻りください。

次に、議案第5号「我孫子市農業委員会役員会等の運営に関する要領の改正(案)について」を議題といたします。

この案件については平成24年4月25日開催の役員会において審議しましたところ、全員一致をもって案のとおり進めることにいたしましたので、役員会等運営要領のとおり報告いたします。

改正(案)については事務局の説明をお願いします。

事務局 今回はちょっと資料が多くて申し訳ございません。私、説明したいのはA4の2枚になっている、こういう縦書きのやつですね。縦書きの資料1というものです。縦版ですね。

(発言あり) 縦版の横書きだよね。

事務局 失礼しました。縦版の横書き、2枚になっているものですね。資料1、こちらの上から13行目になります。(2)で改正理由と書いてございます。法の規定に基づき、設置できる部会が以下のとおり決まっております。さらに、関東農水省では県及び各農業委員会への行政指導の一環として、総会議事録の公表や総会の公正、公平な審議の点検体制を去年、おとしと実施しております。このため指導を受ける前に部会を改め、調査会に名称を変更するものです。なお、役員会の名称は変更ありません。違反転用防止対策部会は廃部し、その業務は調査会が行う予定です。

続いて、次のページになるんですけども、地区割りの見直しについて説明いたします。事前調査や現地確認は複数の委員による確認が求められています。また、農地の状況把握や農地相談等、地区委員の業務を円滑に進めるためにも、複数の委員配置が重要と考えます。そのため現行の11地区を提案させていただいた8地区に改めるものです。

続いて、議案の扱いについては、現在権限に属する・属さない案件を混在しているところがありますので、取り扱いを明記し、整理したものです。あわせて、法に基づく業務の許可・承認・決定事案は議案とし、これら以外の業務については報告扱いとすることを再確認させていただくために整理したものです。このようなことをもう後々の事務局職員も分かるように記録に残していきたいと考えております。個別理由につきましては変更になった案件のみを整理しましたので、ご覧いただければありがたいと思います。

最後に、総会の議事については議案、報告を明確にするとともに、報告事案が終了した時を総会の閉会とし、その他報告は任意で行うことを整理したものでございます。さらに、部会の審議内容を報告する場合は、部会は決定権がございませんので、許可相当、承認相当などの判断は示さず、現地調査の結果及び法の適合状況の報告に留めていきたいということ整理させていただきました。

以上の改正案の概要を踏まえて、横書きの資料1、改正前、これは両面A4版の横書きで5枚ぐらいありますね。こちらに整理させていただきました。

今回のご審議においてご承認いただければ、総務課政策法務室に改廃依頼を行い、平成24年6月吉日より施行していきたいと考えております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

議長 それでは議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 我孫子市農業委員会会議規則改正（案）という中に、第3条の通知及び公告、会長は会議を招集しようとするときはということと、第4条の参集というところで委員は招集の当日という、これ手偏の招集とのこの手偏のない召集、この字句についてどういうお考えでこういうふうに表示したのか伺いたいんですが。これ実はね、この招集という手偏の付くやつは、これは地方公共団体、県議会や何かならあれだけど、手偏のないこの召集というのは天皇の国事行為だけだよ。国会の召集。それで前回の会則や何か規則や何かを見たところ、前回の条文にはこのような誤字はなかったんですが、事務局、この辺ひとつよくな、精査して。この字句を表示するときは非常に大事なことからね。召集と招集、字一つにしたって意味が違うんですからね。国会の召集はこの召集ですよ。召集令状の召集だけだね、手偏のある招集とここに二つ同じような、音読みで言えばショウシュウかもしれないけど意味が違いますからね。事務局、十分精査して、皆さんにこういう資料を出すときは。今までの運用していたやつについて、前回のやつ見ましたか。非常に会則や何か変えるということはいいいけど。

議長 じゃ暫時休憩します。

(暫時休憩)

議長 再開します。

阿曾委員、分かりましたか。

阿曾敏夫委員 はいはい。いいです。

議長 そのほかございますか。

渡邊委員。

渡邊光雄委員 確認ですがね、この別表の区割りのあれについては役員会で決定したわけですね。内容を審議したんですね。この各担当区割りについてのあれは。それを確認したいだけです。

議長 事務局。

事務局 はい、そのとおりでございます。役員会でこの今の例えば布佐地区のこれがかなり原案、11 の項目、地区割りより変わっております。この辺はちょうど委員さん同士で現状はこのほうがいいね、こうですねということでやらせていただいた。で、訂正させていただいたということですね。渡邊委員のところも中峠上、北浦のほうに中峠上もありますので、それも入れさせていただいたという状況ですね。

以上でございます。

渡邊光雄委員 いいですか。いや、まあ、質問していいですか。

議長 どうぞどうぞ。

渡邊光雄委員 今私のほうで気になったのは、私のほうで岡発戸新田と都部新田というのは、私のほうはいつも一緒にやっていたんですが、別になったということで、これは私のほうは仕事が少なくなったから結構ですがね。ただその辺がちょっとどうかなあと思って今伺いました次第ですよ。これが岡発戸の地先が新田ということで、岡発戸の地域の先を新しく新田を開発したので新田という名前が、皆どこにも付いていますがね、そういった都部新田とかというのは都部の前の地域がそういう地域になっていると、こういうことでこれは新しい田んぼが開発されたということで、こういう新田が付いているんですよ。だからそうするとね、岡発戸新田なんていうのは私のほうの組合員で回してああいうふうになっているんですよ。今慣行としてね。会議とかそういうふうで、この都部新田はほぼ岡発戸の一部だということでこう今まで慣行でやっておったのが。だからその点を今確認

したいんですよ。だからなければあとは、私は結構ですがね。何をやりたいというわけじゃないけど、そういう経過があるということだけを知っていただければありがたいなというふうに思うんです。

以上です。

議長 そのほかございませんか。

渡辺陽一郎委員。

渡辺陽一郎委員 うちうちのほうで話をしちゃうといけないと思ったんですけども。調査会の会長、副会長に関しては、調査会会長、調査会長と調査副会長という名称で役員会では確認したと思いますので、ここの議案できちんと記録しておいてもらいたいと思って言いました。副会長と副調査会長と2種類の文言がありますので、それは統一して、調査副会長、調査会長というかたちにしていただきたいという確認です。

議長 私もそれは思っておりました。事務局、説明してください。

事務局 これは失礼いたしました。渡辺委員おっしゃるとおり、調査会副会長というふうに統一させていただきたいと思います。

以上です。

議長 そのほかありますか。

(なし)

質問、意見がなければ採決したいと思います。

議案第5号について承認することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第5号については原案どおり承認することにいたしました。

次に、議案第6号「我孫子市農業委員会会議規則改正(案)について」を議題といたします。この案件については平成24年4月25日開催の役員会において審議しましたところ、全員一致をもって案のとおり進めることにいたしましたので、運営要領のとおり報告いたします。

改正(案)については事務局の説明をお願いします。

事務局 皆様、資料2をご覧ください。横書きになっています資料2ということです。

議案第6号は、議案第5号の改正に伴い、文言の整理を行うとともに、制定後年月が経

過していることから、現状に即した規則となるように整理したものでございます。詳細については前条例 31 条構成を 22 条構成に統廃合させていただきました。以下につきましては記載のとおりでございます。ご覧いただければ幸いです。

最後になりますが、今回ご審議においてご承認いただければ総務課の政策法務室に改廃依頼を行い、平成 24 年 6 月吉日より施行していきたいと考えております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

簡単ですけども、以上でございます。

議長 議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

阿曾敏夫委員 はい。

議長 阿曾委員。

阿曾敏夫委員 先ほどの件でもこの間の総会でも承認されたときに私が動議を出したというか、動議に値するかどうか分からないけど、この召集という字はだれが見ても間違っているの、これは訂正をお願いしたいんですが。

議長 その件について事務局。

事務局 大変失礼いたしました。ここで阿曾委員のご指摘を重々踏まえて、総務課の政策法務室とも改廃依頼の際に協議して訂正させていただきたいと思っております。

以上でございます。

阿曾敏夫委員 協議しなくてもこの手紙を見れば分かっているんでしょう。

事務局 はい。

議長 そのほか何かございますか。

阿曾敏夫委員 はい。

事務局 阿曾委員。

阿曾敏夫委員 先ほど農業委員会の事務局のほうから今日の開催、総会前に陳謝があったけど、農業委員会として文書管理規程というものはないですか。

議長 事務局。

事務局 文書管理規程、ございます。作ってございます。詳細まではないんですけども、速やかに通知するということは明確にうたってございますので、先ほど陳謝させていただきましたとおり、はい、気を付けていきたいと思います。

阿曾敏夫委員 会議規則からいっても総会開催の三日前までには手元に資料が届かなくちゃならないやつが、開会の時にされたと本当に謝ってくれている。準備の滞納だってこの間部会でもちょっとこうその辺を言ったんだけど、実際農業委員会はそのような法の下で動いているわけですからね。もう少し早く提供してもらってやらないと。ね。市長さんの中で昨日来て今日じゃ駄目と言われた話が我々にも来ていたのがあったからね。私がかたく総会前に通知を出したほうがいいよというかたちで言ったけど、事務局がね、ここを直すだけというのはあくまで法を守るのが仕事でしょうよ。こんなものを作ったって私だって何もできないでしょう。十分これからも気を付けて。

議長 私のほうからも注意しておきます。

そのほか質問ございませんか。

じゃ阿曾委員。

阿曾敏夫委員 非常にやっぱり会長の決をもらわないで事務局で進めているようなことはないですか。

議長 私への質問ですか。

阿曾敏夫委員 はい。

議長 大体今まで軽微な案件については先決で事務局がやっておりますけど。ええ。

阿曾敏夫委員 せっかく文書管理規程もあるし、最終的には会長の責任でなるべく運営していかなくてはならない問題ですからね。やっぱりその辺も含め、監督というかたちで会長にも目配り、気配りしてもらわないと。いろいろな支障を来しちゃうからさ。

(発言あり)

阿曾敏夫委員 うん。

(発言あり)

(発言あり) しかし会長は長ですし。

議長 そのほか質問ございませんか。

(ありませんの声)

なければこれより採決を行います。

議案第6号について承認することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第6号については原案どおり承認することにいたしました。

次に、議案第7号「T P P交渉参加反対に関する管内市長に対する要望書について」を議題といたします。

この案件については平成24年4月25日開催の役員会において審議しましたところ、要望を受けることに対し、賛成多数であったことを報告させていただきます。

これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

渡邊委員。

渡邊光雄委員 もうこの要望は市長と連名で書面で提出するというふうになっていますよね。だからその辺についてはどうなっているか、参考までにお伺いしたい。

議長 渡邊委員、ふたば農協組合長、第4次組合長〇〇さんと連名で一応、ええ、そういう書類ですね。

渡邊光雄委員 そうでしょ。うん。そういうふうに言われたから、それは市長のほうはそうなっているのかと聞いているんです。

議長 市長へ、市長様と来ているんですね。

渡邊光雄委員 だから市長と農業委員会で一緒に出してくれと言うんでしょう。

議長 ええ。

渡邊光雄委員 だから。

議長 じゃ休憩します。

(暫時休憩)

議長 再開します。

7号ですか。阿曾委員。

阿曾敏夫委員 農業委員の業務必携の中に全国農業会議の会長ですか、やっぱりTPPに対して反対してくださいというような一番最初の巻頭の言葉の中に1ページ辺りがあったなと思うから、やはりこの際、当農業委員会としても一応TPPにまあ反対というか、市長にお願いするということにしたらどうかというのが私の意見ですが。

議長 そのほかございますか。

(なし)

なければ採決をしたいと思います。

議案第7号について承認することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数と認め、議案第7号については原案どおり承認することにいたしました。

以上で、審議案件については終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 報告第1号と2号についてご報告させていただきます。

報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について」は、議案書13ページの1件、転用目的は一般個人住宅の転用です。

続きまして、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は議案書14ページから15ページの5件でございます。転用目的は一般個人住宅と敷地拡張、共同住宅、駐車場がそれぞれ1件ずつある届出でございます。

以上、4条、5条の転用届出につきましては、我孫子市農業委員会事務局処務規程第7

条に基づき、事務局長先決により全件受理通知を交付いたしました。

以上でございます。

議長 以上、事務局から報告第1号と第2号を報告していただきました。

ただ今の報告に対してご意見がありましたら挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認めます。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、我孫子市農業委員会第5回総会を閉会いたします。